

千葉県報

定例
令和7年9月30日

第14080号

報 葉 県

千

令和7年9月30日(火曜日)

主 要 目 次

- 告示 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除 一
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 一
- 県営土地改良事業計画の変更 一
- 国土調査の成果の認証(二件) 二
- 道路区域の変更 二
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の住所の変更 二
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定 三
- 公 告 三
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(四件) 三
- 土地改良区清算人の退任 四
- 建設業法に基づく処分(二件) 四
- 特定調達公告 四
- 落札者等の公告 五

告 示

千葉県告示第五百号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和六年千葉県告示第四百六十七号(土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 山武市白幡字神楽台二、〇七九番五の一部及び二、〇八一番三の一部(別図のとおり)
 - 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
 - 三 当該区域において講じられた実施措置 土壌汚染の除去
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第五百一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和六年千葉県告示第四百六十八号(土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 山武市白幡字大野場一、三六四番五並びに字神楽台二、〇七九番五の一部、二、〇七九番一六の一部、二、〇八一番三の一部及び二、〇八一番一〇の一部(別図のとおり)
 - 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
 - 三 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第五百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、木更津市及び袖ヶ浦市の一部を受益地域とする県営武田川下流地区土地改良事業(区画整理)計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日内、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 縦覧に供する書類の名称 県営武田川下流地区土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間

令和七年十月一日から十月二十九日まで
縦覧場所
木更津市役所及び袖ヶ浦市役所

千葉県告示第五百三三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和七年九月三十日次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 山武郡芝山町	調査を行った期間 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで	成果の名称 山武郡芝山町(岩山、大里及び朝倉の各一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 山武郡芝山町岩山、大里及び朝倉の各一部の区域
----------------------	------------------------------------	---	------------------------------------

千葉県告示第五百四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和七年九月三十日次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 長生郡長生村	調査を行った期間 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで	成果の名称 長生郡長生村(金田、岩沼、信友、宮成及び一松の各一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 長生郡長生村金田、岩沼、信友、宮成及び一松の各一部の区域
----------------------	------------------------------------	---	--

千葉県告示第五百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和七年九月三十日から三週間、縦覧に供する。
令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人
一 道路の種類 一般国道
二 路線名 百二十六号
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
旭市イ字孫田五、一五三番一地先から匝瑳市横須賀字上ノ谷三七一番一地先まで	前A	七・八五メートルから四四・七八メートルまで	一四、二五四・五六メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
旭市イ字孫田五、一五三番一地先から匝瑳市横須賀字上ノ谷三七一番一地先まで	後A	七・八五メートルから四四・七八メートルまで	一四、二五四・五六メートル	
旭市イ字遊台沼五、二九四番地先から匝瑳市横須賀字上ノ谷三七一番一地先まで	B	一一・四〇メートルから二二七・七〇メートルまで	一二、三二四・九〇メートル	

千葉県告示第五百六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の住所の変更について次のとおり届出があった。
令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称 ビューローベリタスジャパン株式会社
- 二 指定構造計算適合性判定機関の住所 神奈川県横浜市中区山下町二二番地
- 三 変更の内容 指定構造計算適合性判定機関の住所 変更前 神奈川県横浜市中区山下町二二番地

変更後 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号
変更年月日 令和七年九月十六日

千葉県告示第五百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)別表第一県立学校の項に規定する入学検査料の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

名 称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
三菱総研DCS株式会社	東京都港区三田三丁目五番一九号	令和七年十月一日から令和八年三月三十一日まで	令和七年九月一日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年九月三十日から令和八年一月三十日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月三十日から令和八年一月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョーシン市川大野店
市川市大野町一丁目一九番地一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平
大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号
- 3 変更前の大規模小売店舗の名称
(仮称) Joshin市川大野店
- 4 変更後の大規模小売店舗の名称
ジョーシン市川大野店

5 変更年月日

平成二十五年七月五日

二 届出年月日

令和七年四月三十日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済観光部商工課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年九月三十日から令和八年一月三十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月三十日から令和八年一月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ木更津太田店
木更津市太田四丁目一八番地一
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社アズマエンタープライズ 代表取締役 青井修
東京都千代田区有楽町一丁目五番一号
 - 3 変更前の大規模小売店舗の名称
マックスバリュ太田店
 - 4 変更後の大規模小売店舗の名称
マックスバリュ木更津太田店
 - 5 変更年月日
令和七年三月二十一日
- 二 届出年月日
令和七年四月十七日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済産業振興課
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年九月三十日から令和八年一月三十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月三十日から令和八年一月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Loharu津田沼

習志野市谷津七丁目一、四四八番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島巖

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

ユザワヤ商事株式会社 代表取締役 畑中伸元ほか

東京都大田区西蒲田八丁目四番一、二号ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

ユザワヤ商事株式会社 代表取締役 畑中伸元ほか

東京都大田区西蒲田八丁目四番一、二号ほか

5 変更年月日

令和七年四月四日及び同月十一日

届出年月日

令和七年四月十六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び習志野市協働経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年九月三十日から令和八年一月三十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月三十日から令和八年一月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール富津

富津市青木一丁目五番地三ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美ほか

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之ほか

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか

5 変更年月日

令和七年三月一日ほか

届出年月日

令和七年四月十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び富津市建設経済部商工観光課

土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により、清算法人白井市白井土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。

令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

退任清算人

白井市木二八二番地

中二七三番地の内二

折立一七一番地の一

建設業法に基づく処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり処分した。

令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 商号 有限会社伊藤建材
二 主たる営業所の所在地 千葉市若葉区中野町九九二番地

三 代表者の氏名 伊藤啓

四 許可番号 千葉県知事許可(般一三)第四三六三九号

五 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業停止

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

2 期間

令和七年十月一日から三日までの三日間

六 処分の原因となった事実 令和五年四月十八日に千葉簡易裁判所から、廃棄物の処理

及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二十五条第一項第十五号及

び第十六条の二の規定により役員を罰金刑に処する旨の略式命令があり、これが確定し

ており、このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

七 処分をした日 令和七年九月十六日

建設業法に基づく処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり処分した。

令和七年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 商号 株式会社蛭間興業

二 主たる営業所の所在地 八千代市佐山二、二五四番地

三 代表者の氏名 蛭間孝治

四 許可番号 千葉県知事許可(特一四)第三七二二二号

五 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業停止

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

2 期間

令和七年十月一日から三日までの三日間

六 処分の原因となった事実 平成三十一年四月三日に千葉簡易裁判所から、廃棄物の処

理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二十五条第一項第十五

号、第十六条の二及び第三十二条第一項第一号の規定により前記法人を罰金刑に処する

旨の略式命令並びに同法第二十五条第一項第十五号及び第十六条の二の規定により役員

を罰金刑に処する旨の略式命令があり、これらが確定しており、このことが、建設業法

第二十八条第一項第三号に該当する。

七 処分をした日 令和七年九月十六日

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けません。

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和7年9月30日

千葉県立桜が丘特別支援学校長 鹿 間 孝一

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び

所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の

氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他の必要な事項

⑩千葉県立桜が丘特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ⑪千葉県立桜が丘特

別支援学校 千葉市若葉区加曽利町1, 538番地 ⑫令和7年7月22日 ⑬西岬観光

株式会社 千葉市緑区椎名崎町189番地1 ⑭112, 481, 600円 ⑮一般競争

入札 ⑯令和7年5月9日

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八